

令和5年1月23日（月）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、八千代エンジニアリング株式会社（所在地東京都台東区）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 （内線2517）

○企画部技術管理課長

コカヒロキ

後閑 浩幸 （内線3311）

○企画部技術管理課課長補佐

キジマ シンゾウ

木嶋 真二郎 （内線3315）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ

田口 由美子 （内線5880）

総務部経理調達課長

イタニ トモヒコ

磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
八千代エンジニアリング株式会社	東京都台東区浅草橋5-20-8

2. 指名停止措置期間

令和5年1月23日から令和5年2月22日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、荒川調節池工事事務所発注の「R2荒川第二調節池排水門詳細設計業務」において、荒川第二調節池排水門の詳細設計を実施したが、R4荒川第二調節池排水門及び囲繞堤新設工事の着手予定を踏まえ、当該業者が自主的に設計成果物の再照査を行ったところ、水門本体設計において作用荷重の設定に誤りがあり、鉄筋量不足や管理橋支承の強度不足、基礎杭の過大設計等が、令和4年10月14日、判明した。また、操作室設計において門柱操作台寸法の整合がとれていなかったことも併せて判明した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、過失による粗雑業務を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第2号>

措置要件	期間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内